

厚生省告示第37号（平成12年2月10日）

## 短期入所サービス区分に係る介護保険法第43条第1項及び第55条第1項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額を定める件

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第68条第3項及び第87条第2項の規定に基づき、短期入所サービス区分に係る介護保険法第43条第1項及び第55条第1項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

厚生大臣 丹羽 雄哉

### 短期入所サービス区分に係る介護保険法第43条第1項及び第55条第1項の規定により算定する額の特例に関して厚生大臣が定める基準及び額

一 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第68条第3項前段の厚生大臣が定める基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

イ 居宅要介護被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。）が法第28条の規定による要介護更新認定若しくは法第29条の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請を行った日又は法第30条の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた日（当該認定に関して法第28条の規定による要介護更新認定又は法第29条の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請を行っていたときは、当該申請を行った日）の4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において、当該居宅要介護被保険者が受けた訪問通所サービス区分（施行規則第66条第一号に規定する訪問通所サービス区分をいう。以下同じ。）に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて支給された居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費に係る単位数（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）第二号の単位数をいう。以下同じ。）の総数が、訪問通所サービス区分に係る法第43条第1項の規

定により算定した額の100分の90に相当する額に係る単位数に100分の60を乗じて得た単位数にそれぞれ満たないこと。

ロ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において、居宅要介護被保険者が特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第57条第1項に規定する社会福祉施設又は指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第157条第1項に規定する指定痴呆対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）に入所し、入院し、又は入居していた日及び指定特定施設入所者生活介護（同令第174条第1項に規定する指定特定施設入所者生活介護をいう。以下同じ。）を受けていた日を合計した日数が、それぞれ7日を超えないこと。

ハ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において、居宅要介護被保険者が、その住所を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う介護保険の被保険者であったこと。

二 居宅要介護被保険者がその住所を有する市町村が、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第1条の規定に基づき、短期入所サービス区分（施行規則第66条第二号に規定する短期入所サービス区分をいう。以下同じ。）に係る法第43条第1項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額に代えて、当該居宅介護サービス費区分支給限度基準額を下回る額を、当該市町村の短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額としていないこと。

二 施行規則第68条第3項前段の厚生大臣が定める額は、次のイ又はロに掲げる当該居宅要介護被保険者の要介護状態区分に応じて、それぞれ

## ■支給限度基準額関係告示

次に掲げる額とする。

イ 要介護1，要介護2，要介護3又は要介護

4 当該居宅要介護被保険者がその住所を有する市町村における短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額に短期入所サービス区分に係る法第43条第1項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額を加えて得た額

ロ 要介護5 当該居宅要介護被保険者がその住所を有する市町村における短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額に短期入所サービス区分に係る法第43条第1項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額に2分の1を乗じて得た額を加えて得た額

三 施行規則第68条第3項後段の厚生大臣が定める基準は，次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

イ 要支援認定(法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。)を受けていた被保険者が法第27条に基づく要介護認定又は法第35条第4項に基づく要介護認定に係る法第33条に基づく要支援更新認定の申請を行った日の4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において，当該要支援認定を受けていた被保険者が受けた訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて支給された居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費に係る単位数の総数が，訪問通所サービス区分に係る法第55条第1項の規定により算定した額の100分の90に相当する額に係る単位数に100分の60を乗じて得た単位数にそれぞれ満たないこと。

ロ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において，要支援認定を受けていた被保険者が特別養護老人ホーム等に入所し，入院し，又は入居していた日及び指定特定施設入所者生活介護を受けていた日を合計した日数が，それぞれ7日を超えないこと。

ハ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において，要支援認定を受けていた被保険者が，その住所を有する市町村が行う介護保険の被保険者であったこと。

ニ 要支援認定を受けていた被保険者がその住所を有する市町村が，施行法第1条の規定に基づき，短期入所サービス区分に係る法第43

条第1項の居宅介護サービス費区分支給限度基準額に代えて，当該居宅介護サービス費区分支給限度基準額を下回る額を，当該市町村の短期入所サービス区分に係る居宅介護サービス費区分支給限度基準額としていないこと。

四 施行規則第87条第2項前段の厚生大臣が定める基準は，次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

イ 居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。)が法第33条に基づく要支援更新認定の申請を行った日の4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において，当該居宅要支援被保険者が受けた訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて支給された居宅支援サービス費又は特例居宅支援サービス費に係る単位数の総数が，訪問通所サービス区分に係る法第55条第1項の規定により算定した額の100分の90に相当する額に係る単位数に100分の60を乗じて得た単位数にそれぞれ満たないこと。

ロ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において，居宅要支援被保険者が特別養護老人ホーム等に入所し，入院し，又は入居していた日及び指定特定施設入所者生活介護を受けていた日を合計した日数が，それぞれ7日を超えないこと。

ハ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において，居宅要支援被保険者が，その住所を有する市町村が行う介護保険の被保険者であったこと。

ニ 居宅要支援被保険者がその住所を有する市町村が，施行法第1条の規定に基づき，短期入所サービス区分に係る法第55条第1項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額に代えて，当該居宅支援サービス費区分支給限度基準額を下回る額を，当該市町村の短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額としていないこと。

五 施行規則第87条第2項前段の厚生大臣が定める額は，当該居宅要支援被保険者がその住所を有する市町村における短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額に短期入所サービス区分に係る法第55条第1項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額を加えて得た額とする。

六 施行規則第87条第2項後段の厚生大臣が定め

る基準は、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

イ 要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）を受けていた被保険者が法第35条第2項に基づく要支援認定に係る法第28条に基づく要介護更新認定の申請を行った日又は法第35条第6項に基づく要支援認定を受けた日（当該認定に関して法第28条の規定による要介護更新認定又は法第29条の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請を行っていたときは、当該申請を行った日）の4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において、当該要介護認定を受けていた被保険者が受けた訪問通所サービス区分に係る居宅サービス又はこれに相当するサービスについて支給された居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費に係る単位数の総数が、訪問通所サービス区分に係る法第43条第1項の規定により算定した額の100分の90に相当する額に係る単位数に100分の60を乗じて得た単位数にそれぞれ満たない

こと。

ロ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において、要介護認定を受けていた被保険者が特別養護老人ホーム等に入所し、入院し、又は入居していた日及び指定特定施設入所者生活介護を受けていた日を合計した日数が、それぞれ7日を超えないこと。

ハ イに規定する4月前の日が属する月及び3月前の日が属する月において、要介護認定を受けていた被保険者が、その住所を有する市町村が行う介護保険の被保険者であったこと。

ニ 要介護認定を受けていた被保険者がその住所を有する市町村が、施行法第1条の規定に基づき、短期入所サービス区分に係る法第55条第1項の居宅支援サービス費区分支給限度基準額に代えて、当該居宅支援サービス費区分支給限度基準額を下回る額を、当該市町村の短期入所サービス区分に係る居宅支援サービス費区分支給限度基準額としていないこと。